

議案第10号

加西市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表繁昌児童館の項及び玉野児童館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

児童活動等の拠点として利用されてきた玉野児童館について、それらの活動が子育て広場等に移行し、また施設の老朽化も著しく、その機能を果たしていないため当該規定を削除するもの。また、繁昌児童館についても既に児童館の機能を廃止しているため、合わせて削除するもの。